

上砂川町一体型義務教育学校基本構想



令和 8年 1月

上砂川町教育委員会

上砂川町一体型義務教育学校基本構想

I	基本構想策定の経緯	1
1	小中一貫教育が求められる背景・理由	1
2	上砂川町の現況	1
3	上砂川町における小中一貫教育	2
II	義務教育学校の教育	2
1	教育目標	2
2	義務教育学校創設の目的	3
3	学校概要	3
(1)	形態	3
(2)	管理職	3
(3)	児童生徒数	3
(4)	教職員数	3
(5)	学級編制における学級数	3
(6)	カリキュラム編成の基本的考え方	4
III	学校施設の整備方針	5
1	建設の基本方針	5
2	学校規模	7
3	施設設備	9
(1)	普通教室	9
(2)	特別教室	9
(3)	多目的教室等	9
(4)	管理系施設	10
(5)	屋内運動施設	10
(6)	屋外施設	10
(7)	防災施設(設備)	10
(8)	地域連携施設	11
IV	建設事業	11
V	建設スケジュール	11

上砂川町義務教育学校基本構想

I 基本構想策定の経緯

1 小中一貫教育が求められる背景・理由

今日、小中一貫教育が求められる背景や理由として、小学校と中学校は共に義務教育の一環を形成する学校として、学習指導や生徒指導においても互いに協力し、責任を共有し目的を達成することが重要となってきました。小中双方の教職員が目指す子ども像を共有し、系統性や連続性に配慮して教育活動に取り組むことへの必要性が増してきたことがあげられます。

また、小学校高学年段階における子どもの身体的発達の早期化に伴い、おおむね小学校4・5年生頃の児童に発達上の開きが存在しているとの指摘もあり、従来であれば中学校段階で、多様な教職員の指導による興味・関心や個性伸長への対応、教科指導における専門性の強化などを行ってきましたが、現在では小学校段階で導入されるようになってきています。

文部科学省が実施している「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」によると、不登校児童生徒数、いじめの認知件数等が小学校6年生から中学校1年生になったときに大幅に増えることが経年的な傾向として明らかになっており、一般に「中一ギャップ」と言われる生徒指導上の問題に焦点があてられることが多くあります。

そのような中、すでに小中一貫教育の取組を進めているほぼ全ての市町村において、中学生の不登校の減少、市町村又は北海道独自の学習到達度調査、全国学力・学習状況調査における平均正答率の上昇、児童生徒の規範意識の向上、異学年集団での活動による自尊感情の高まり、教職員の児童生徒理解や指導方法改善意欲の高まり等の意識面の変化といった結果が得られているとの効果が示されています。

2 上砂川町の現況

令和7年4月現在の本町の児童・生徒数は小学校は6学年合計59名、中学校は3学年合計39名と昨年度同時期と比較して小中学校合計7人の減少となっており、過去5年間の平均では1年当たり4名の減少となっている状況です。このような減少傾向が当面続くことは、現在のこども園の入園児や近年の出生数、また各種人口推計からも想定できることから、児童・生徒数が大幅に増加に転じることは、長期的にも極めて困難である状況にあります。

このことから、今後の各学校運営においては、授業をはじめとして各種行事についても各学校での従来の形を踏襲する方法は難しくなる状況が想定されます。この近年の状況を受けて、本町では令和6年2月から「学校再編委員会」を設立し、小中一貫校としての義務教育学校の方向性について議論を重ねてきました。その結果として、委員の総意で「施設一体型義務教育学校の開設が望ましい」との結論に達し、答申を受けたところです。

3 上砂川町における小中一貫教育

本町では、9年間の義務教育において、子どもたちが学ぶことの意義や喜びを実感できる環境を整え、一人ひとりの資質・能力を確実に育成していけるよう、「一人ひとりの学びをしっかりと支え、誰一人取り残すことのない教育」の実現を継続して目指します。

小学校と中学校の両校のより一層の連携と接続の強化が必要であると考え、小中一貫教育において誰一人取り残すことのない教育と学校間の連携による学力向上を目指して取り組みます。

また、少人数であることの特性を活かし、一人ひとりに対するきめ細かい指導を実践します。当町の緑豊かな環境を舞台に学力面だけではなく、大自然から享受できる恩恵を活かし、体力面、精神面の成長を促す取り組みを推進します。地域住民をはじめとする教育資源を最大限に活用しながら、全ての物事に感謝できる心の成長を促すとともに、急速なデジタル化や目まぐるしく変化する社会情勢に順応できる、あらゆる時代や環境に精通した如何なる状況においても自らの力で力強く生き抜く総合的な人間力の育成を目指します。

開かれた一つの校舎の中で、年齢や性別の違う児童・生徒が互いに助け合い、他者との違いを認め合い尊重し、子どもたち全員と一緒に夢や目標に向かって成長することができる学校を目指します。

II 義務教育学校の教育

1 教育指針

「自律」 「尊重」 「挑戦」

(目指す学校像)

1. 9年間の連続した教育課程により基礎学力や発展的学力の定着を図る学校
2. 少人数・習熟度に応じたきめ細かく丁寧な指導を実践する学校
3. 一貫した英語教育により英語を実践的に使える人材を育成する学校
4. 地域と協働し、豊かな心と健やかな体を育成する学校
5. 夢や目標の実現に向けた支援を継続して実践する学校
6. 将来のまちづくりを担う人材を育成する学校

(目指す子ども像)

1. 自ら学ぶ意欲を持ち、課題を克服して夢や目標に挑戦できる子ども
2. 自分を大切にし、他者を尊重し、共存・協働により力強く生き抜く子ども
3. 諦めずに努力を継続できる強い心と身体を持つ子ども
4. 様々な国の人たちとコミュニケーションがとれる子ども
5. 自分で考え、自らの言葉で伝え、相手の意見に耳を傾けて人間関係を築ける子ども
6. 故郷に愛着と誇りを持ち、良き伝統を継承し、地域に貢献・尽力できる子ども

2 義務教育学校創設の目的

本町の教育目標の実現のため、系統性を意識した指導や難易度を考慮した単元構成、9年間の見通しを持った教育活動全体のカリキュラムの充実、教員の効果的な配置による授業改善を進めるとともに、小・中学校の教育が協働して授業改善や乗り入れ授業、教育課程の接続強化を推進し、中学卒業後の子どもの姿に責任を持つ教育に取り組むことで、本町の義務教育の更なる質の向上を目的とします。

また、現校舎の老朽化と人口減少に伴う児童生徒数の減少による適正規模を考慮することで、効率的な施設運営を図ります。

3 学校概要

(1) 形態

中央小学校と上砂川中学校が統合した9年制の校舎一体型義務教育学校

(2) 管理職

校長 1名 教頭 2名

(3) 児童生徒数（令和13年度想定）

小学校児童数 45名 中学校生徒数 22名 合計 67名

(4) 教職員数

常勤職員	管理職	教諭	養護教諭	事務職員	英語指導助手
28	3	22	1	1	1
非常勤職員	学習支援員	特別支援教育支援員	事務員 ICT支援員	公務補 警備員	給食作業員 清掃員
17	2	1	3	6	5

教諭には田中学園を含む。

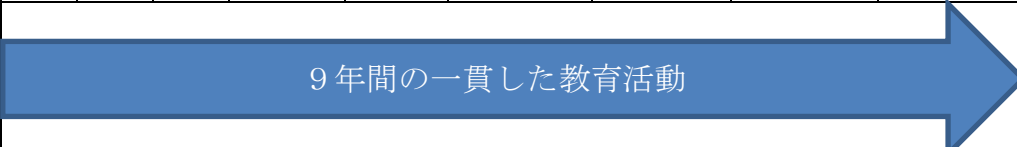
(5) 学級編制における学級数

【文部科学省基準に基づく学級数】

学年		小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	合計
R13 年 度	児童数 生徒数	6	2	7	10	10	10	5	10	7	67
	学級数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	9

特別支援学級については開校時の対象児童・生徒数により決定されるが、小学校3、中学校1の計4学級を想定する。(知的、情緒、言語)

(6) カリキュラム編成の基本的考え方

課程		前期課程					後期課程			
学年 (9年制)		1	2	3	4	5	6	7	8	9
										
ブロック		基礎期 「基礎基本の確実な習得」			充実期 「目標の設定と自ら学ぶ態度の育成」			発展期 「自分の人生をデザインする力の育成～夢の実現へ」		
目標		<ul style="list-style-type: none"> ○学習の仕方と規律を身につけ、学ぶ楽しさを味わう ○友達と仲良くするとともに、自分の良さがわかり伸ばす ○家庭学習を含む基本的な生活習慣を身につけ、やるべきことを進んで行う 			<ul style="list-style-type: none"> ○学級担任から教科担任へのスムーズな移行 ○将来の生き方や進路を考える大切さに気付き、学ぶ意義を見出し、より学びを深める ○自分を知り、他者を認める ○自ら決めた目標に向かって、失敗や困難に立ち向かい、最後まで取り組む 			<ul style="list-style-type: none"> ○夢や希望の実現に向けて、自主的・意欲的な学びを継続する ○自己の向上を図り、個性を伸ばすとともに、互いに認め合い高め合う ○より高い目標を設定し、強い意志を持ち、粘り強く取り組む 		
授業時間		45分			50分					
指導方法		学級担任制			一部教科担任制		教科担任制			
		T.T・少人数指導					習熟度別指導			
特色ある教育	外国語教育の充実	英語教育を全学年で実施。ALT・小中一貫教育推進講師の配置								
	異学年交流	異学年交流活動の実施								
	異校種連携	こども園、田中学園との連携								

Ⅲ 学校施設の整備方針

1 建設の基本方針

施設は一体型とし、児童生徒や教職員が、学年を超えての交流や連携が図れる空間を考慮するなど、義務教育学校としての特性を十分発揮できる施設を目指します。

(1) 児童生徒の学びと成長を支え、快適に過ごせる施設整備

- ① 9年間を見通した教育活動ができる施設環境を整えるため、義務教育学校における学年の区切り(4・3・2)ごとにまとまりをつくり、児童生徒自身が、学年が上がるごとに成長が感じられる施設整備を目指します。
- ② 児童生徒一人ひとりの学習の状況に応じた、きめ細かな指導を進めることができるようにするため、少人数学習、習熟度別学習など多目的に活用できる施設整備を目指します。
- ③ 複数学年による学習等の活動や児童生徒の学習成果の発表など、多様な学習内容・学習形態による活動を可能とする、全児童生徒や教職員が人と人との触れ合いやコミュニケーションが容易にできる空間に配慮した施設整備を目指します。
- ④ 放課後学習や児童生徒が自習などの学習活動として利用できる施設整備を目指します。
- ⑤ 「主体的・対話的で深い学び」に向けた授業改善を進めていくため、児童生徒が主体的に調べ学習に取り組める施設整備を目指します。
- ⑥ 学年や学年段階の区切りを越えて、年齢の異なる児童生徒が日常的に交流できるオープンスペースをはじめ、各室の効果的な配置や動線に配慮した施設整備を目指します。
- ⑦ 一人一台端末の活用により、多様な学習内容や学習形態等に対応するため、校内の各室・空間の何処でも日常的にICTの活用が可能な施設環境や通信設備を確保します。
- ⑧ 教職員がより効果的・効率的な授業の準備や研修などの様々な校務等を行うことや、前期・後期課程の教職員が連携して、教育内容の充実や学校運営の円滑化を図ることができる施設整備を目指します。

(2) 安全・安心を確保できる施設整備

- ① 地震災害、風水害、雪害等の自然災害に対して、その激甚化も踏まえ、十分な安全性を確保します。
- ② 児童生徒の発達段階や体格差を考慮し、廊下や階段、衛生設備など、施設全体にわたり利便性や安全性を備えた施設環境を確保します。
- ③ 児童生徒の通学に関わり、自転車、徒歩の安全性を確保した整備に努めます。
- ④ 不審者対策、玄関等のセキュリティ対策など、機能的で効果のある設備環境を目指します。

(3) 地域に開かれ地域の核となる施設整備

- ①隣接して水泳授業のほか住民も利用できる屋外型プールの設置を検討します。
- ②災害時には地域の避難所として利用します。また、全ての児童生徒や地域の人が利用しやすいよう、施設全体のユニバーサルデザインやバリアフリー化を目指します。
- ③PTA活動やコミュニティ・スクール(CS)等、学校を支援する人たちが集うことのできる施設整備を目指します。
- ④屋内・屋外運動施設など、学校開放事業等における地域住民の生涯活動の場とし活用できる施設環境を検討します。
- ⑤隣接する施設(学校プール、グラウンド、児童館、子ども園)との間で、施設の利用において相互に機能的に連携を図ることができる施設整備を目指します。

(4) 環境への配慮や機能向上を目指す施設整備

- ①必要な機能を確保しつつコンパクトな施設とすることで、建設費や冷暖房に伴う光熱費などの縮減を目指します。
- ②施設の省エネルギー化や再生可能エネルギーについて検討していきます。
- ③各教室等に冷暖房を設置するとともに、空調設備や日照・採光・通風等に配慮し、快適性の確保に努めます。
- ④室の区画など、将来の教育活動の変化に応じて変更する場合、改修整備を行いやすい施設とするなど、長期間の使用を前提として建物を有効に活用できる施設整備を目指します。
- ⑤環境負荷の低減や脱炭素社会の実現に向け、内装の木質化や木材の利用などを検討します。

2 学校規模

文部科学省の補助金等を活用する上で、文部科学省では学級数に応じた必要面積が示されており、建設(完成予定)時の学級数が基本となる。この場合の学級とは、標準学級数(小学校35人、中学校40人で算定)としている。本校では令和13年度に開校を予定していることから、小学校は9学級、中学校は4学級(それぞれ支援学級含)を基本とし、小学校と中学校の必要面積の総数が、義務教育学校の整備面積の上限となりますが、建設規模については、既存の必要な機能を確保しつつコンパクトなものを目指します。

【文部科学省基準による校舎等の必要面積(上限面積)】

(単位：㎡)

	条 件	校 舎	屋 体	計
小学校	普通学級 6学級	3,581	922	4,503
	特別支援 3学級			
中学校	普通学級 3学級	2,643	1,162	3,805
	特別支援 1学級			
計	普通学級 9学級 特別支援 4学級	6,224	2,084	8,308

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令(昭和33年政令第189号)

◎小学校

(単位：㎡)

区分		算定		
校舎	普通学級	【6から11学級まで】 2,468㎡+236㎡x(6学級-6学級)	①	2,468
	特別支援学級	168㎡x3学級	②	504
	多目的教室	(①2,468㎡+②504㎡)x10.8% ※小数点以下第一を四捨五入	③	321
	積雪寒冷度	【1級積雪寒冷地域】 32㎡x9学級	④	288
	小計(①+②+③+④)		⑤	3,581
屋内運動場	普通・特別支援学級	【積雪寒冷地:1学級から9学級】 922㎡	⑥	922
計(⑤+⑥)			⑦	4,503

◎中学校

(単位：㎡)

区分		算定		
校舎	普通学級	【3 から 5 学級まで】 2,150 ㎡+344 ㎡ x (3 学級-3 学級)	①	2,150
	特別支援学級	168 ㎡ x 1 学級	②	168
	多目的教室	(①2,150 ㎡+②168 ㎡) x8.5% ※小数点以下第一を四捨五入	③	197
	積雪寒冷度	【1 級積雪寒冷地域】 32 ㎡ x4 学級	④	128
	小計 (①+②+③+④)		⑤	2,643
屋内運動場	普通・特別支援学級	【積雪寒冷地:1 学級から 7 学級】 1,162 ㎡	⑥	1,162
計 (⑤+⑥)			⑦	3,805

3 施設設備

(1) 普通教室

- ① 通常学級を小学校 6 学級、中学校 3 学級の計 9 学級で想定する。
- ② 特別支援学級を小学校 3 学級、中学校 1 学級の計 4 学級で想定する。
- ③ 総計 13 学級で構想を組み立てる。
- ④ ICT 教育の充実化として各教室の情報通信環境を強化するために、機器の適正な配備や収納スペース等に配慮した教室内のレイアウトとします。

(2) 特別教室

①次のとおり特別教室 11 室を整備するものとする。

	理科室	音楽室	図画・作・美術室	技術室	家庭科・被服室	PC 室	視聴覚室	図書室	保健室	特別活動室 〔児童・生徒会室〕	教育相談室	進路指導室・進路資料
小学校	1	1	1	1	1	-	1	1	1	1	1	1
中学校						0						
合計	1	1	1	1	1	0	1	1	1	1	1	1

※それぞれに特別教室を使用する実験器具や楽器、調理器具、工具類等を保管できる十分な広さの準備室を設ける。

②各教室の配置については下記の事項に配慮して設置します。

- ・普通教室の学習活動に支障が生じないように、音楽室等の適切な配置や防音対策をします。
- ・図書室については、校内の中心部に配置し、児童生徒の交流スペース及び情報を発受する場所として本学校の核となる「本に囲まれながら様々な創造活動を可能とする夢のある空間」をコンセプトとする。

(3) 多目的教室等

①習熟度別学習や少人数学習を実施するため、必要に応じて区切ることができる移動式間

仕切りを設置する教室の配置を検討します。

- ②学年毎の集会や多くの児童生徒が一堂に集い交流することができる多目的スペースを整備します。

(4) 管理系施設

- ① 校長室をはじめとする管理系施設として、職員室、印刷室、保健室、給食配膳室の整備を目指し、下記の事項に配慮した配置とします。
- ・職員室において、校長と職員が円滑に業務ができる配置とし、教職員等が互いに情報交換及び交流ができる配席を考慮したレイアウトとする。
 - ・保健室及び相談室は、児童・生徒が各種の相談等をしやすい近接したエリアを設定し配置する。
- ② 太陽パネル等の設置等、再生可能エネルギー利用設備等やLED照明、自然換気、冷暖房や給湯の高効率熱交換設備の導入など省エネルギー効果の高い施設により維持管理経費やライフサイクルコストの縮減を目指します。

(5) 屋内運動施設

- ① 体育館の大きさや設備は、各主要な競技の正規の基準を満たす設定を基本とした配備とし、バスケットボールコートを二面以上確保し、付属する更衣室やトイレ、格技種目にも対応できる設備、器具庫等を十分に確保できるよう整備します。
- ② 地域住民への学校開放事業の利用が可能な施設環境を整備します。

(6) 屋外施設

- ① 運動会、記録会等の体育大会等が十分実施できるスペースの確保に努め下記の事項に配慮します。
- ・グラウンド内に100mの直線トラック（ブレーキングゾーンを含む120m程度）及び200mの円周トラックを配備する。
 - ・上記の確保が困難である場合は、現中学校のグラウンドの使用を中心とした整備を検討する。
- ② 屋外遊具については、鉄棒をはじめとする遊具の充実化を検討します。
- ③ 生徒の人数分を勘案した駐輪場、職員駐車場を整備します。

(7) 防災施設(設備)

- ① 避難所として活用できるような措置を考慮し、機能性等について必要な検討を進めます。

② 避難所として活用する際に、即時に避難所を開設できる想定 of 配置を検討します。

③ 災害時における電力、通信機能の確保のため必要な検討を進めます。

(8) 地域連携施設

① 地域に開かれた学校として、入口やスペースの配置については、学校教育等に支障が生じることがないように、地域住民が利用しやすい位置を検討します。

IV 建設事業

1 校舎の建設方針としては、近年の建設事業費が高騰している状況を鑑み、施設全体を新規に建設することは、多額の費用を要することが想定されることから、現施設の効率的・効果的な利用を優先し、永年的な施設利用の可能性を検討した結果、現中央小学校を改修する改築工事が最適であるとの判断のもとに一体型の義務教育学校の開校を検討する。下記の課題について準備委員会等で協議し、建設の基本方針を決定した。

- (1) 上砂川町一体型義務教育学校の教育理念を具現できる広さが確保されること。
- (2) 不足する教室等については、こども園南側の空きスペースを利用し新設する。
- (3) 小学校の体育館の面積が狭いことから、現体育館を廃止・除却し新設する。
- (4) 工事手順としては、先行してこども園南東側の空地スペースに新体育館を建設する。完成後に現体育館を除却した跡地に不足する教室等の増築棟を建設する手順を想定する。
- (5) 新体育館及び増築棟へのアクセスは、ともに渡り廊下を設置して移動する。

V 建設スケジュール

当該事業については、別紙スケジュールを構想する。なお、このスケジュールは現段階の予定であり、今後各種協議を重ねるとともに、建設費用等の状況を考慮して変更修正することを検討する。